

香芝市報道資料

令和 7 年 9 月 2 6 日

報道関係者各位

香芝市市長公室秘書広報課

損害賠償請求事件に係る第一審判決に対する対応について

1 概要

本日（令和 7 年 9 月 2 6 日）、損害賠償請求事件に係る判決があり、奈良地方裁判所は、本市に対し、請求を棄却する判決を言い渡しました。

2 経緯

本件の主な経緯は、次のとおりです。

- ・ 吉田弘明氏が市長に就任して以来、平成 2 7 年 4 月 1 日から令和 2 年 6 月 2 日までに合計 2 2 0 万 3 5 9 2 円の地方税の徴収債権を滞納処分などにより取立てることなく時効消滅させ、その間の徴収事務を怠るなどの不作為により租税収入の回収ができなくなりました。
- ・ 令和 6 年 3 月 2 7 日、前香芝市長 福岡憲宏氏が令和 6 年 3 月香芝市議会定例会に議第 3 9 号訴えの提起の議案を提出し、同日議決されました。
- ・ 令和 6 年 5 月 1 日、本市より奈良地方裁判所葛城支部に吉田弘明氏を被告として損害賠償請求事件の訴えを提起しました。

3 本市の対応

判決内容を精査した上で検討する。

4 三橋市長コメント

私が市長に就任した令和 6 年 6 月以前に既に本市が提訴していた事件であるが、判決内容を精査した上で対応を検討する。

本市における課税収税体制については既に見直しを加えており、今後も適正に税務行政を推進していく。

以 上



香芝市
Kashiba City

【問合せ先】

香芝市市長公室

担 当：吉川

所在地：〒639-0292

奈良県香芝市本町 1 3 9 7 番地

電 話：0745-76-2001（代表）